

# NEWS LETTER

Japan Association for College Accreditation 財団法人 短期大学基準協会

2008.8 Vol.43

## Contents

- 巻頭言 第三者評価と教育の活性化  
論説 1 第三者評価を受けて得たこと  
論説 2 ALOを経験して

## 巻頭言 第三者評価と教育の活性化

財団法人短期大学基準協会 監事  
東京文化短期大学 学園長

森本晴生



本協会が第三者評価を始めるときに話題となったことに、我が国では他者を評価すること、されることになじんでいないことから、本協会においても、それぞれの短期大学においても、「評価文化」を醸成することの必要性が論じられました。これまでの短期大学に対する会計検査院の検査、公認会計士や監査法人の監査、官庁による立ち入り調査などは、何かと面倒なものという理解が多かったからです。つまり、私学とは立場を異にする外部者が来て、私学の問題点を指摘し、場合によっては受けた側である私学は不利な影響を受けることがあり、外部による調査や評価はできれば避けたいという傾向がありました。その一方で、他の私学を調査し、評価するときは、これまで受けた外部の調査などを思い出して問題点を指摘するなどの厳しい対応をする可能性もありました。

すでに3回の第三者評価を行い、試行錯誤を重ねていきながら評価に対する理解が関係者間で少しずつ深まっていくように見えます。問題点を指摘するだけでなく、優れている点を評価することが、評価関係者での共通理解になりました。一方で、「適格」の評価を受けたあと、次の第三者評価が7年先であるとして、自己点検・評価や第三者による評価の熱意が冷えてきたところもあるという噂も聞こえてきます。

第三者評価を進めている間にも、18歳人口は年々低下しているなど、短期大学を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。定員を確保していくことが私学にとっては重要であり、入試選抜の方法もどんどん変わってきました。

最近、産地偽装や賞味期限の偽装など、不正なことが報

道されることが多くなってきています。さらに、教育関係でも某県の教員採用や昇任に際して不適切な行為があったことが報道されました。従来から一部で行われ、一般には知られていなかったことが、明みに出る傾向があります。程度や数量、発生率の違いはあっても、どこでも起こりうる問題であり、私学もその例外はありません。

情報が公開されるようになってくると、かつては知られなかったために問題にならなかったことが、知られたために批判の対象が変わります。ある行為を繰り返して行い、習慣となっているものは、問題意識を持ったとしても、それを改めるためには大きなエネルギーを要します。

設置基準を満たしているというような消極的な適格性だけでなく、社会に対して個性ある良い影響を及ぼしているか、学生たちの個々の能力や経験を生かした成長に貢献しているかなど、積極的な取り組みが求められます。

私学にはそれぞれの建学の精神があり、創立当初はそれを具体化した教育計画が進められます。その後、年月を経るにつれて、社会環境が変わってくるので、「精神」は同じであっても具体的な「計画」は変わってこなければなりません。

第三者評価を機会としてとらえれば、その学校では当然であり、ありふれたこととされているもののうち、学外から見て評価されるものを再認識して拡大することができます。同時に、学外から問題視されるものを認識し、改善していくこともできます。短期大学が個性を生かした教育研究活動を進めて、社会に貢献することを願っています。

# 第三者評価を受けて得たこと

山本伸晴（常葉学園短期大学 学長）

### はじめに

常葉学園短期大学は、平成19年度短期大学基準協会の第三者評価で「適格」認定をいただきました。

平成17年からスタートした第三者評価を平成19年度実施に申し込みをした背景は、平成18年に創立40周年を迎え、本学の40年の集大成としての意味もありました。適格認定はいただいたものの、これが今後の短期大学存続への免罪符にはなりません。現在これからの時代を見据えて中期計画を模索していますが、単に受験者の動向に右往左往するのでは意味がありません。しかし社会の動きはきちっと分析しながら短期大学という2年間の高等教育をいかにアピールしていくか、何を提供できるかという“攻め”の姿勢が必要だと考えています。この基礎になるのはいうまでもなく今までの歴史です。本稿は第三者評価で得たものを①第三者評価の基礎資料になる「自己点検・評価報告書」をめぐる課題。②訪問調査に向ける緊張感。③評価員として参加することの意味。の3つにまとめました。

### 「自己点検・評価報告書」の作成をめぐる

本学ではすでに平成5年に自己評価委員会が設置されていましたが、平成17年4月から「自己点検・第三者評価委員会」に名称を変更し、準備に入りました。今までの自己点検評価と大きく違う点は、短期大学基準協会から示された10領域32項目に沿って4科（日本語日本文学科、英語英文科、保育科、音楽科）ごとの点検・評価を、決められたページ数に収めることでした。項目ごとに各科何文字という指定をして原稿分担をしたのですが、これがなかなか難しい作業でした。読み合わせをすると、文章表現能力を問われるような場面もありました。

自己点検の重要な点は、教職員全員が共通の意識を持つて取り組むことです。各科の原稿は全ての教員が科会を通し議論を重ねながら作り上げました。また課も同じです。

それを基に月1回のペースで開いた委員会でさらに検討を加え推敲を重ねました。それぞれの項目を文章にしてみると、本学として力を入れてきた部分とこれから改善・改革をしないといけない部分がはっきりと浮かび上がってきました。

### 訪問調査に向けての緊張感

訪問調査は平成19年10月3日、4日、5日に実施されました。事前の準備として添付資料の確認や当日の動き、過度にならない程度の飲み物や菓子類の準備は、私が訪問調査をした際の経験から得たものでした。また評価員の先生方からどのような質問が出そうか、若手の教員が評価員役になり模擬訪問調査も実施しました。これは単に模擬という意味だけでなく、これからを担う若手の教員が「自己点検・評価報告書」を事前にきっちり読み込み、そのうえで質問をしなければならず、今後のためにもいい機会であったと考えています。

これらの準備は報告書を含めALOがすべて采配をしましたが、ALOの責任と全体を統括する力は非常に重要です。本学では副学長がその任にあたりましたが、適任でした。

さて若干愚痴めいてしまいますが、学長としての考えや責任をどう答えるかに頭を悩ませましたが、それは私自身が本学の訪問調査の半月前にチーム責任者として某短期大学に評価員として出かけることが決まっており、その評価校の報告書の読み込みと質問事項の整理を片方やりながら自分のほうも考えるという非常にきつい状態であったからです。しかし先に評価員として出かけ、いろいろなお話を伺う中で、本学の訪問調査は自然体でいこうと決めました。

訪問調査の当日は本当にピーアール・レビューの精神が私たちを救って下さったと思っています。評価員の先生方から

真摯に建設的なご指摘をいただいたことは最高の成果でした。3日間の日程が終了したときは久しぶりに心地よい疲労感がありました。

### 評価員として参加することの意味

極端な言い方になりますが、全ての短大の教員が一度は必ず評価員を経験すると、短期大学はかなり変わるのではないかと考えています。自分がいるところで自分の領域さえ守っていればという考え方が大きく変わるのではないかと考えています。私は平成17年と平成19年の二度評価員を経験し、筆舌に尽くしがたいものを得たと思っています。評価校の「自己点検・評価報告書」を読むことだけでもかなりの情報が得られます。さらにまた訪問をすることにより、報告書ではわからなかった事実が明らかになることがあります。そのひとつは歴史です。私が平成19年に訪問した短期大学は、お話を伺う中で、長い歴史を経て、今の短期大学が存在している事実を確認しました。その時代その時代に教育を通して学生を育てていた教員の熱い思いがグッと迫ってきました。短期大学は全国区の四年制大学と違い、地域との密接な関係を築き上げる中で存在していることを実感しました。やはりさまざまな情報と実際の姿を目で確かめることが重要なことだと思っています。それが必ずやいつか自分のところに戻ってくるのです。

### まとめにかえて

今回のテーマの中には第三者評価を受けて得られた事と、私自身が評価員として参加させていただいて得られたものをトータルにとらえさせていただきました。正直なところ第三者評価を始める初期の頃は、モデルとなったアメリカとは実情が違うのではないかという疑問もありました。しかしたびたび説明を伺う中でこれは短期大学の存在理由を示す絶好のチャンスであるという認識が変わってきました。初年度である平成17年にチーム責任者という重責のなかで訪問調査に臨んだが、全てが初めての経験であり、かなり緊張したことを覚えています。しかし初めてお会いした評価員が皆さん素晴らしい方々で、訪問調査の雰囲気はこのメンバーによることがかなり重要だという体験をしました。もちろん評価校の雰囲気も。そして二度目もまったく同じでありました。訪問調査の成功のカギは、まず評価員同士の人間関係にあると考えています。

最後に、できる限り早い時点でこの第三者評価から得られた各短期大学の“優れた部分”を普遍化し、短期大学基準協会が日本私立短期大学協会に対して、二年制の高等教育機関としての短期大学の存在理由をしっかりとアピールし、定着させるべく提言されることを願っています。

〈本学音楽科学生による正面玄関のクリスマスのイルミネーションの点灯式の際のミニコンサート〉



# ALOを経験して

山崎 民子 (帯广大谷短期大学 生活科学科 教授・ALO)

### はじめに

帯广大谷短期大学は、平成19年度に財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受け適格と認定されました。関係各位にこころよりお礼を申し上げます。

本学では、平成9年度より『自己点検・評価報告書』を作成してきました。今回の第三者評価を受けるにあたっては、「自己点検・評価委員会」が中心となってこれまでの『自己点検・評価報告書』を基盤に各部門での検証を進めてきました。

ALOにつきましては、学生部長職にあり、これまで自己点検・評価報告書にも係わってきたところから学長より任命を受けました。

### ALO研修会に参加して

平成16年11月30日に開催されたALO研修会に出席して、ALOの任務について研修しました。ALOは学内外関係者、評価員、認証評価機関（短期大学基準協会）との連絡調整役であり、『自己点検・評価報告書』を作成し、学内教職員に評価文化（自律性 autonomy）を醸成していく重要な役割であることを学びました。その精神に基づいて、帰校後早い機会に全教職員を対象にALOの研修会で学んだ研修内容について伝達講習会を開催しました。また、第三者評価に関する資料の保管場所を設け、いつでも誰にでも開示出来るようにしました。

### 相互評価や外部評価の組織等

本学は、学長のリーダーシップにより、平成15年度に道内の同門の短期大学と、また平成17年度には京都の建学の精神において教義の異なる短期大学と、それぞれ相互に訪問しあい、評価を行いました。私も委員として相互評価の実施や『相互評価報告書』の作成に係りました。特に、建学の精神の本質を深く学ぶことができ、教職員にも報告書等を通して、伝えることができました。

相互評価や外部評価を実施するための組織は、自己点検・評価委員会（学内での呼称は評価委員会）とし、評価を受けるにあたって「第三者評価の実施に関する内規」や「相互評価及び外部評価の実施に関する内規」等をはじめとして、未整備のものを整理し、改善を提言しました。そして、短期大学基準協会による第三者評価を受けるために

全力を尽くし、学内に対し評価文化を醸成するために努めました。

### 自己点検・評価報告書の作成

自己点検・評価報告書の作成に当たっては、「自己点検・評価委員」の外にも自己点検・評価報告に関係する教職員に短期大学基準協会の『自己点検・評価報告書作成マニュアル』を配布し、ここ数年これらを『自己点検・評価報告書』作成の基本にしました。

第三者の評価を受ける年度の『自己点検・評価報告書』は過去3年間の資料を基にマニュアルに従って作成し、参考資料については担当部署に依頼していた資料を整理し、自己点検・評価報告書に添付して評価員の諸先生と短期大学基準協会に提出いたしました。毎日の授業に追われる中でのALOの業務は決して容易な任務ではありませんでした。

### 訪問調査

評価員の先生方をお迎えして空港からホテルまでのわずかな時間でしたが、広大な十勝平野に驚きのご様子でした。訪問調査は10月半ばで、道端の雑草の一部は早霜で枯れている頃でした。本学をお訪ね下さった評価チーム責任者の最初の会議でのお言葉は、「私たちはコミュニケーションを取りに来ました。」というひと言から始まりました。緊張でかちかちになったところをどんなにか和らげていただきましたことか。

短い日程の中で、お帰りいただくまで必要以外の接触はあまりありませんでしたが、評価員の先生方のお人柄に触れることができ、そのことも随分刺激になりました。

### 最後に

いま、大学に課せられていることとして、a.国際的視点として、先進国の使命、高等教育の交流（総合的な教育交流計画）、高等教育の質の確保、b.少子化への対応、c.先進的研究開発（社会的課題への取組）、d.高等教育機関としての再生、e.自己開示の促進・徹底などが挙げられています。これらの課題に対してたゆまぬ自己点検・評価の取組と、真摯なる教職員の姿勢こそが必須であることを痛感いたしました。

終わりに当りまして、ご指導を賜りました関係機関・各位へ、深甚なる謝意を表する次第です。

## 基準協会の動き

### 第三者評価

#### 平成 19 年度

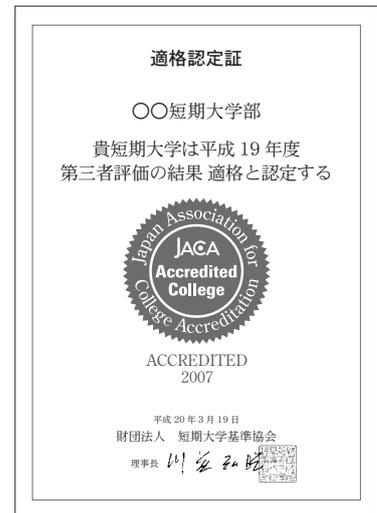
#### ●平成 19 年度第三者評価適格認定証の贈呈式を挙

本協会では、平成 19 年度第三者評価の結果、本協会の短期大学評価基準を満たしているものとして適格と認定された 51 評価校に対し、平成 20 年 5 月 12 日（月）、東京・九段「アルカディア市ヶ谷（私学会館）」にて、平成 19 年度第三者評価適格認定証の贈呈式を挙

行しました。平成 19 年度評価校 51 校の理事長、学長及び ALO の方々 101 名が出席し、本協会第三者評価委員会委員が見守る中で、川並弘昭理事長及び関根秀和副理事長から各短期大学の代表者に適格認定証が手渡されました。式典終了後は、別室にて情報交換会が催され、和やかな歓談ののち終了しました。



(川並弘昭理事長の挨拶)



#### 平成 20 年度

#### ●平成 20 年度第三者評価 評価員研修会を開催

平成 20 年度第三者評価実施校 56 校の評価員 239 名を対象に、7 月 10 日（木）・11 日（金）の 2 日間にわたり、評価員研修会を開催しました。第 1 日目（10 日）の午前中は、チーム責任者に出席いただき、関根秀和第三者評価委員会委員長の挨拶ののち、原田博史同副委員長が「チーム責任者の役割」についてのプレゼンテーションを行いました。午後からは評価員全員が参集し、関根委員長の「認証評価の動向と短期大学基準協会の評価について」の講話に続き、文部科学省の福島哉史大学振興課短期大学係長からの「短期大学設置基準について」の説明を受けたのち、「評価員の役割」（森脇道子第三者評価委員会委員）及び「評価の考え方」（大野博之第三者評価委員会委員）についての研修を行いました。第 2 日目（11 日）は、各評価領域の評価の考え方についての研修を行いました。

#### 平成 21 年度

#### ●平成 21 年度第三者評価の実施

平成 21 年度第三者評価は、去る 5 月 27 日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大学へ送付し、7 月末日に評価の申込みを締め切りました。平成 21 年度の評価実施校は、9 月の理事会で決定ののちお知らせします。

## 組 織

### ●後任理事の選任

去る7月17日に開催された第1回臨時評議員会において、理事の欠員に伴う後任の選考が行われ、次の方が選出されました。

役職	氏 名	所属機関・職名
理 事	福 元 裕 二	佐賀短期大学 理事長・学長

### ●新規職員の採用

平成20年4月1日付で、本協会の事務局に主任調査員1名が新しく採用されました。

## 事業報告・決算報告

### ●平成19年度事業報告及び決算報告

去る5月22日に開催された第7回評議員会及び第16回理事会において、平成19年度の事業報告案及び決算報告案が承認されました。(本協会ホームページに詳細掲載)

## 会 員

### ●会員短期大学の状況

去る5月22日に開催された第7回評議員会及び第16回理事会において、本協会の平成20年会員短期大学数(356校)が報告されました。

## ひとこと

### 短期大学と裁判員

来年5月21日から裁判員制度が始まり、今年の12月までに成人から選ばれた「来年の裁判員候補者名簿に記載された人」に対して候補となった旨の通知があります。来年の5月21日から、殺人、強盗致死傷などの重大な刑事事件に対して、1事件あたり50～100人の裁判員候補者がくじで選ばれ、裁判所に呼び出されます。

短期大学の学生は、2年生で成人となる場合が多いので、候補者名簿に載っても候補となるのは卒業後となる人がほとんどです。しかし、3年制の短期大学や専攻科の学生だけでなく、高卒の数年後に入学した学生は在学中に裁判員に選ばれる可能性があります。ただし、学生は裁判員を辞退することができます。大学では、学業を優先するような指導を行い、大学としては裁判員となっ

た学生に対し再試験その他の対応を行わないという対応も可能です。

短期大学の教職員は、70歳以上の人と法律学の教授・准教授以外は裁判員を辞退できにくくなっています。最近の新聞では約4900人に1人が裁判員に選ばれると説明しています。短期大学が400校、教職員が平均25人と仮定すると、全体で1万人ですから、計算上は短期大学教職員から2人が裁判員に選ばれることとなります。各短期大学でその対応を行う必要があるでしょう。本協会としても、来年度以降の評価において、評価員やALOが裁判員に選ばれる可能性があるため、その対策を考えなければなりません。

(PHM)

## 平成 19 年度事業報告

### 概要

財団法人短期大学基準協会は、平成 17 年度から第三者評価事業を実施し、平成 19 年度において 3 回目の評価を終えました。また、昨年度の第三者評価の実績を踏まえた評価システムの内容についても、短期大学の主体的改革・改善を支援し、教育水準の向上及び質的充実を図り、広く社会から理解と支援を得られるよう点検、改善をしました。

さらに、短期大学に関わる高等教育の調査研究を推進し、短期大学における教育研究活動の充実に資する事業を展開しました。

なお、本協会は会員制をとっており、平成 19 年 5 月現在の会員は 364 校でありました。

平成 19 年度の事業の内容は次のとおりであります。

### ◇事業内容

#### 1. 認証評価機関としての第三者評価の実施

##### (1) 平成 19 年度第三者評価（評価 3 年目）の実施（評価結果の公表等を含む）

平成 19 年度第三者評価については、平成 18 年 9 月 14 日開催の理事会において 54 校の短期大学を実施することを決定しました。その後、3 校の短期大学から申し込みの取下げがありました。

本協会に登録されている評価員候補者の中から、279 名を平成 19 年度評価員として委嘱した後、1 チーム 5 名程度の評価チームを編成し、評価校が提出した自己点検・評価報告書に基づき、平成 19 年 7 月～10 月の間に書面調査及び訪問調査を行い、評価チーム毎に領域別評価票を作成しました。

次いで、第三者評価委員会の下に、3 名の第三者評価委員会分科会委員で構成される 12 の分科会を設けました。各分科会は、担当する評価チームから提出された領域別評価について検討を加え、当該評価チーム責任者からヒアリングを行ったうえ、機関別評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出しました。第三者評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、さらに平成 19 年 12 月 19 日に開催された理事会に機関別評価案の報告を行い、各評価校に内示しました。

第三者評価委員会からの内示に対して、2 校の短期大学から機関別評価案の指摘事項に対する異議申立て書の提出がありました。これらの異議申立ての申し出を第三者評価審査委員会に諮り、同審査委員会では、提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正申し出の適否を慎重に審議し、その適否及び必要な修正等を明示して理事会に報告し、理事会は同審査委員会のそれらの結果を承認しました。

第三者評価委員会から提出された機関別評価案を、第三者評価審査委員会からの報告書とともに、平成 20 年 2 月 14 日及び平成 20 年 3 月 19 日に開催された理事会に諮りました。理事会では、機関別評価案を審査した結果、平成 19 年度の評価校 51 校について、本協会の短期大学評価基準を満たしているものとして、すべて適格と認定しました。さらに、本協会は、すべての評価校に対して教育活動の更なる向上・充実に資するため、機関別評価結果、機関別評価結果の事由のほか、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」及び「領域別評価結果」について、コメントを付しました。

なお、理事会で決定された評価結果は、当該短期大学に通知するとともに「平成 19 年度第三者評価結果報告書」として、本協会のウェブサイト上に掲載し、社会へ公表するとともに刊行物として会員短期大学等へ配布いたしました。また、平成 19 年度第三者評価において適格認定を受けた短期大学 51 校に対して、平成 20 年 5 月 12 日に適格認定証を贈呈しました。

##### (2) 評価員、ALO の研修会の企画・実施

本協会の行う評価は、評価する側と評価される側がともに短期大学の質の向上・充実を目指すピア・レビューの

精神に基づき、大学人の自律性によって、短期大学の質の向上・充実を図ることを目的としていることから、「評価員」と「ALO」がともに重要な役割を担っています。そこで、「平成19年度第三者評価 評価員研修会」は、平成19年7月12～13日の2日間にわたり開催し、279名の参加を得て、19年度評価に対する基本方針について共通理解を図るとともに評価の実践に即した内容の説明を行い、評価員の質保証に重点をおいた事業を展開しました。

また、平成20年度評価実施校 ALO 対象説明会は、平成19年9月に103名の ALO や事務担当者の参加を得て、第三者評価の基本的な考え方について共通理解を図り、ALO の役割、第三者評価の留意事項などについて説明をしました。

### (3) 20年度実施分第三者評価の準備

平成20年度の第三者評価の申込みは平成19年7月末締め切りで57校の短期大学からあり、検討の結果、それらの短期大学を平成20年度の評価校に決定し、各短期大学に通知をするとともに評価員候補者のうちから平成20年度の評価員260名を決定し、委嘱しました。

### (4) 要綱、評価基準、各種マニュアル等及び実施体制の定期的な点検・改善

本協会においては、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、改善に努力をすることを宣言しました。平成19年度においては、通信による教育を行う学科のみの短期大学に対応して『短期大学評価基準』及び『第三者評価の要綱』の所要の改訂を行うとともに、平成18年度の課題を踏まえて評価チームが提出する領域別評価票のフォーマット、評価に使う様式の取り扱いを中心に改訂を行いました。

### (5) その他認証評価に係る事業

本協会の第三者評価は数多くの評価員の協力に支えられていますが、その御労苦に多少なりとも応えるため、評価員に対して認定証を交付しました。

## 2. 短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

### (1) 自己点検・評価のための情報提供等による自己点検・評価活動の支援

平成19年度3月末までに、短期大学間相互評価について3組の会員短期大学から実施の報告があり、それらの成果を取りまとめた『平成19年度短期大学間相互評価報告』を会員短期大学及び関係諸機関へ配布しました。

3組の実施校は以下のとおりです。

- ① 湘北短期大学と松本大学松商短期大学部
- ② 新潟工業短期大学と中日本自動車短期大学
- ③ 大阪成蹊短期大学と九州女子短期大学

### (2) 短期大学間相互評価の推進

自己点検・相互評価推進委員会は、短期大学間相互評価の相手校選定の支援として、平成18年10月に「短期大学間相互評価実施の希望アンケート」を実施しました。その結果を受けて、平成19年3月末、同アンケートにおいて相互評価を希望すると回答した会員短期大学に対して、相互評価に関する情報提供の実施計画を通知したところ、51校から他校への情報提供について同意を得ることができました。同委員会は、これら51校の相互評価に関する情報を「短期大学間相互評価データ」としてとりまとめ、平成19年5月及び平成20年1月、51校に配布しました。

## 3. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

### (1) 短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究

調査研究委員会は、平成19年9月、「ステークホルダー調査を通じた短大教育の点検・評価に関するワークショップ」を東京（目白大学新宿キャンパス）と札幌（札幌国際大学）の2ヶ所で開催しました（参加者170名）。同委

員会は、九州地区の9短期大学及び高等教育関係者で組織された「短期大学の将来構想に関する研究会」と協力して、ステークホルダー（卒業生を受け入れた事業所及び進学先の四年制大学など）へのインタビュー調査の事例分析で得られた成果を、『短期大学ステークホルダー調査 調査研究報告書』として平成18年度3月に刊行しています。同ワークショップはその研究成果がより広く活用されることを目的として企画・実施されました。

また、前述の報告書に同ワークショップの成果を加えて、『短期大学ステークホルダー調査ハンドブック—短大教育の飛躍を目指して—』を取りまとめ、会員短期大学及び関係諸機関へ配布しました。

#### 4. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

##### (1) 報告書の刊行

上記1-(1)「平成19年度第三者評価結果報告書」、2-(1)「平成19年度短期大学間相互評価報告書」を刊行し、会員校に配布しました。

##### (2) 会報の発刊

本協会の広報委員会は、年4回会報「ニューズレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしています。平成19年度は第38号から第41号までを発刊しました。

##### (3) パンフレットの作成

広報委員会は、本協会の事業内容をまとめたパンフレット「財団法人短期大学基準協会の概要」をリニューアルして作成し、会員短期大学及び関係諸機関へ配布しました。

#### 5. 地域総合科学科（総称）の適格認定評価

##### (1) 平成19年度適格認定評価の実施

平成19年7月、佐賀女子短期大学から、人間生活学科生活専攻（入学定員60名）及び文化コミュニケーション学科（入学定員50名）を統合改組したキャリアデザイン学科（入学定員100名）の適格認定評価の申請がありました。これを受けて、同年8月、自己点検・相互評価推進委員会は書面審査及び面接審査を実施して、当該学科を地域総合科学科として適格と認定し、同年9月、理事会において当該学科の適格認定が承認されました。

短期大学名	適格認定評価を受けた学科名 (入学定員数)	改組前の学科名 (入学定員数)
佐賀女子短期大学	キャリアデザイン学科 (入学定員100名)	人間生活学科生活専攻 (入学定員60名) 文化コミュニケーション学科 (入学定員50名)

##### (2) 地域総合科学科の達成度評価

自己点検・相互評価推進委員会は、地域総合科学科として適格と認定された学科が完成年度を経た時点で、教育実績に関する達成度評価を実施することとしています。平成19年度は、平成15年度及び平成16年度に適格と認定された14学科（12短期大学）に対して同評価を行いました。平成19年5月及び8月、同委員会は、14学科がそれぞれ所期の目的に従って教育を実施して、一定の教育成果を挙げていることを確認し、達成度評価報告案をとりまとめました。同年9月、14学科の達成度評価報告案は理事会において承認され、同年10月、「地域総合科学科適格認定証」の送付とともに当該学科へ通知されました。

## 貸借対照表総括表

平成20年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	適格特別会計	内部取引消去	合 計
<b>I 資産の部</b>				
1. 流動資産				
現金預金	35,662,716	0	0	35,662,716
前払金	600,004	0	0	600,004
流動資産合計	36,262,720	0	0	36,262,720
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産引当資産	100,000,000	0	0	100,000,000
基本財産合計	100,000,000	0	0	100,000,000
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	20,336,790	0	0	20,336,790
減価償却引当資産	1,285,267	0	0	1,285,267
評価事業引当資産	148,746,282	0	0	148,746,282
特定資産合計	170,368,339	0	0	170,368,339
(3) その他固定資産				
什器備品	465,937	0	0	465,937
保証金	8,448,000	0	0	8,448,000
その他固定資産合計	8,913,937	0	0	8,913,937
固定資産合計	279,282,276	0	0	279,282,276
資産合計	315,544,996	0	0	315,544,996
<b>II 負債の部</b>				
1. 流動負債				
未払金	4,103,649	0	0	4,103,649
預り金	446,472	0	0	446,472
流動負債合計	4,550,121	0	0	4,550,121
2. 固定負債				
退職給付引当金	20,336,790	0	0	20,336,790
固定負債合計	20,336,790	0	0	20,336,790
負債合計	24,886,911	0	0	24,886,911
<b>III 正味財産の部</b>				
1. 指定正味財産				
寄付金	100,000,000	0	0	100,000,000
指定正味財産合計	100,000,000	0	0	100,000,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	0	0	(100,000,000)
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	(150,031,549)	0	0	(150,031,549)
正味財産合計	290,658,085	0	0	290,658,085
負債及び正味財産合計	315,544,996	0	0	315,544,996

# 正味財産増減計算書総括表

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	適格認定特別会計	内部取引消去	合 計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	[ 230,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 230,000 ]
基本財産受取利息	230,000	0	0	230,000
特定資産運用益	[ 563,077 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 563,077 ]
特定資産受取利息	563,077	0	0	563,077
受取会費	[ 110,268,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 110,268,000 ]
受取会費	110,268,000	0	0	110,268,000
事業収益	[ 53,000,000 ]	[ 200,000 ]	[ 0 ]	[ 53,200,000 ]
第三者評価事業収益	53,000,000	0	0	53,000,000
適格認定事業収益	0	200,000	0	200,000
雑収益	[ 291,388 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 291,388 ]
受取利息	211,197	0	0	211,197
雑収益	80,191	0	0	80,191
他会計からの繰入額	[ 0 ]	[ 633,800 ]	[ △ 633,800 ]	[ 0 ]
適格認定一般会計繰入額	0	633,800	△ 633,800	0
経常収益計	164,352,465	833,800	△ 633,800	164,552,465
(2) 経常費用				
事業費	[ 97,807,413 ]	[ 833,800 ]	[ 0 ]	[ 98,641,213 ]
人件費	43,392,914	0	0	43,392,914
第三者評価費	32,381,505	0	0	32,381,505
自己点検・相互評価費	787,484	0	0	787,484
適格認定費	0	833,800	0	833,800
調査研究費	2,420,069	0	0	2,420,069
広報啓発活動費	4,339,003	0	0	4,339,003
事業諸経費	14,486,438	0	0	14,486,438
管理費	[ 42,988,198 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 42,988,198 ]
人件費	25,943,244	0	0	25,943,244
理事会・評議員会費	1,615,792	0	0	1,615,792
事務費	15,429,162	0	0	15,429,162
他会計への繰出額	[ 633,800 ]	[ 0 ]	[ △ 633,800 ]	[ 0 ]
適格認定特別会計繰出額	633,800	0	△ 633,800	0
経常費用計	141,429,411	833,800	△ 633,800	141,629,411
当期経常増減額	22,923,054	0	0	22,923,054
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	22,923,054	0	0	22,923,054
一般正味財産期首残高	167,735,031	0	0	167,735,031
一般正味財産期末残高	190,658,085	0	0	190,658,085
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	0	0	100,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000	0	0	100,000,000
<b>III 正味財産期末残高</b>	290,658,085	0	0	290,658,085

# 財産目録

平成20年 3月31日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	35,662,716		
現金手元有高	186,963		
普通預金	35,475,753		
りそな銀行市ヶ谷支店（普通）	35,315,560		
三井住友銀行 飯田橋支店（普通）	160,193		
前払金	600,004		
流動資産合計		36,262,720	
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
基本財産引当資産	100,000,000		
みずほ信託銀行 本店（定期）	100,000,000		
基本財産合計	100,000,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	20,336,790		
りそな銀行 市ヶ谷支店（普通）	20,336,790		
減価償却引当資産	1,285,267		
りそな銀行 市ヶ谷支店（定期）	1,285,267		
評価事業引当資産	148,746,282		
りそな銀行 市ヶ谷支店（定期）	148,746,282		
特定資産合計	170,368,339		
(3) その他固定資産			
什器備品	465,937		
保証金	8,448,000		
その他固定資産合計	8,913,937		
固定資産合計		279,282,276	
資産合計			315,544,996
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	4,103,649		
預り金	446,472		
流動負債合計		4,550,121	
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当資産	20,336,790		
固定負債合計		20,336,790	
負債合計			24,886,911
正味財産			290,658,085

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 公益法人会計基準の適用について  
「公益法人会計基準」(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ：いわゆる「新会計基準」)を適用し、財務諸表を作成している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
什器備品・・・・・・定率法によっている。  
保証金・・・・・・事務所保証金のうち建物賃貸借契約書により将来返還されない金額の償却については、定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
退職給付引当金・・・・期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。
- (4) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当資産	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	24,197,339	3,433,153	7,293,702	20,336,790
減価償却引当資産	1,092,599	192,668	0	1,285,267
評価事業引当資産	128,746,282	20,000,000	0	148,746,282
小 計	154,036,220	23,625,821	7,293,702	170,368,339
合 計	254,036,220	23,625,821	7,293,702	270,368,339

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産引当資産	100,000,000	( 100,000,000 )	( 0 )	—
小 計	100,000,000	( 100,000,000 )	( 0 )	—
特定資産				
退職給付引当資産	20,336,790	—	( 0 )	( 20,336,790 )
減価償却引当資産	1,285,267	( 0 )	( 1,285,267 )	—
評価事業引当資産	148,746,282	( 0 )	( 148,746,282 )	—
小 計	170,368,339	( 0 )	( 150,031,549 )	( 20,336,790 )
合 計	270,368,339	( 100,000,000 )	( 150,031,549 )	( 20,336,790 )

4. 担保に供している資産

担保に供している資産はない。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。 (単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,751,204	1,285,267	465,937
保証金<注>	8,800,000	352,000	8,448,000
合 計	10,551,204	1,637,267	8,913,937

<注> 保証金(事務所賃貸借契約に係るもの)は本来の減価償却資産ではないが、取得価額のうち880,000円については、建物賃貸借契約書において将来返還されない旨の定めがあるため、定額法(償却期間5年)による償却を実施している。

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高はない。

7. 保証債務等の偶発債務

保証債務等の偶発債務はない。

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券は保有していない。

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等はない。

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額はない。

11. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引はない。

12. 重要な後発事象

重要な後発事象はない。

13. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。

**収支計算書総括表**  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	適格認定特別会計	内部取引消去	合 計
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
基本財産運用収入	[ 230,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 230,000 ]
基本財産利息収入	230,000	0	0	230,000
特定資産運用収入	[ 563,077 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 563,077 ]
特定資産利息収入	563,077	0	0	563,077
会費収入	[ 110,268,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 110,268,000 ]
会費収入	110,268,000	0	0	110,268,000
事業収入	[ 53,000,000 ]	[ 200,000 ]	[ 0 ]	[ 53,200,000 ]
第三者評価事業収入	53,000,000	0	0	53,000,000
適格認定事業収入	0	200,000	0	200,000
雑収入	[ 291,388 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 291,388 ]
受取利息収入	211,197	0	0	211,197
雑収入	80,191	0	0	80,191
他会計からの繰入金収入	[ 0 ]	[ 633,800 ]	[ △ 633,800 ]	[ 0 ]
適格認定一般会計繰入金収入	0	633,800	△ 633,800	0
事業活動収入計	164,352,465	833,800	△ 633,800	164,552,465
<b>2. 事業活動支出</b>				
事業費支出	[ 99,848,405 ]	[ 833,800 ]	[ 0 ]	[ 100,682,205 ]
人件費支出	45,618,240	0	0	45,618,240
第三者評価費支出	32,381,505	0	0	32,381,505
自己点検・相互評価費支出	787,484	0	0	787,484
適格認定費支出	0	833,800	0	833,800
調査研究費支出	2,420,069	0	0	2,420,069
広報啓発活動費支出	4,339,003	0	0	4,339,003
事業諸経費支出	14,302,104	0	0	14,302,104
管理費支出	[ 44,439,087 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 44,439,087 ]
人件費支出	27,578,467	0	0	27,578,467
理事会・評議員会費支出	1,615,792	0	0	1,615,792
事務費支出	15,244,828	0	0	15,244,828
他会計への繰入金支出	[ 633,800 ]	[ 0 ]	[ △ 633,800 ]	[ 0 ]
適格認定特別会計繰入金支出	633,800	0	△ 633,800	0
事業活動支出計	144,921,292	833,800	△ 633,800	145,121,292
事業活動収支差額	19,431,173	0	0	19,431,173
<b>II 投資活動収支の部</b>				
<b>1. 投資活動収入</b>				
特定資産取崩収入	[ 7,293,702 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 7,293,702 ]
退職給付引当資産取崩収入	7,293,702	0	0	7,293,702
投資活動収入計	7,293,702	0	0	7,293,702
<b>2. 投資活動支出</b>				
特定資産取得支出	[ 23,625,821 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 23,625,821 ]
退職給付引当資産取得支出	3,433,153	0	0	3,433,153
減価償却引当資産取得支出	192,668	0	0	192,668
評価事業引当資産取得支出	20,000,000	0	0	20,000,000
固定資産取得支出	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
什器備品購入支出	0	0	0	0
投資活動支出計	23,625,821	0	0	23,625,821
投資活動収支差額	△ 16,332,119	0	0	△ 16,332,119
<b>III 財務活動収支の部</b>				
<b>1. 財務活動収入</b>				
財務活動収入計	0	0	0	0
<b>2. 財務活動支出</b>				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	3,099,054	0	0	3,099,054
前期繰越収支差額	28,613,545	0	0	28,613,545
次期繰越収支差額	31,712,599	0	0	31,712,599

## 収支計算書に対する注記

### 1. 収支計算書の作成方法について

「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年 3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に示された様式により収支計算書を作成している。

### 2. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収会費、未収金・未払金、前払金・前受金、立替金・預り金及び短期借入金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

### 3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(1) 一般会計 (単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	20,502,730	35,662,716
未 収 金	8,776,755	0
前 払 金	391,520	600,004
合 計	29,671,005	36,262,720
未 払 金	632,688	4,103,649
預 り 金	424,772	446,472
合 計	1,057,460	4,550,121
次期繰越収支差額	28,613,545	31,712,599

(2) 適格認定特別会計 (単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	0	0
未 収 金	0	0
前 払 金	0	0
合 計	0	0
未 払 金	0	0
預 り 金	0	0
合 計	0	0
次期繰越収支差額	0	0

### 編集後記

異常気象という言葉は数年前から使われていますが、今年は暑さが続くだけでなく、集中豪雨がさらに局所化したゲリラ豪雨という言葉も使われるようになり、異常気象が原因ともいわれています。皆さまには暑さの中をお元気にお過ごしのことと思います。

第三者評価は4年目の評価が進められる一方で、来年度に行われる評価の申込受付が始まりました。原則は同じ枠で行われますが、年々違った事例が見られ、具体的な面では少しずつ現状に対応するような修正が行われています。9月から10月に行われる訪問調査からも、いろいろな課題が見つかることでしょう。課題を前向きにとらえ、関係者の力を合わせて、短期大学教育の発展を進めたいものです。

(PHM)

#### 編集・発行

財団法人 短期大学基準協会 広報委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11 第2 星光ビル 6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail : jimukyoku@jaca.or.jp

URL : //www.jaca.or.jp/